

ほっとカードPLUS利用規約

第1条(目的)

本規約は、株式会社どんたく(以下「当社」といいます)が発行する、以下に定義したほっとカード電子マネーのご利用について規定するものであり、会員がほっとカードPLUS電子マネーを利用するにあたり本規約が適用されます。

第2条(定義)

本規約において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによります。

- (1)ほっとカードPLUSとは、当社が発行し、ほっとカードPLUSに記録される金銭的価値を証するものをいいます。
- (2)ほっとカードPLUS取扱店とは、当社が規定する店舗(以下「カード取扱店」といいます)または施設をいいます。
- (3)ほっとカードPLUS電子マネーサービスとは、会員がカード取扱店に対し、部品・サービス等の商品(以下「商品等」といいます)の対価の全部または一部の支払いとして、当社所定の方法によりほっとカードPLUSに入金されたほっとカードPLUS電子マネーを利用することで、カード取扱店から商品等の購入または提供を受けることができるサービスをいいます。
- (4)ほっとカード PLUS とは、当社発行の前払式証票である加減算型カードで、貨幣価値情報を電子データに代えて、繰り返し入金(以下「入金」といいます)することができ、また入金された金額をもってカード取扱店において商品等を購入することができる機能を備えたものをいい、プラスチック式のカードとスマートフォン等にカード画像を表示したモバイルカード(「以下どんたくアプリ」といいます)をいいます。
- (5)会員とは、当社所定の入会申込書において本規約を承認のほっとカードPLUS電子マネーサービスの入会を申し込まれた個人の方、もしくはどんたくアプリ上でお客様がお客様の情報を登録された個人の方で、当社が入会を認め、会員資格を有する方をいいます。なお、入会申込時に氏名・生年月日・電話番号等の届け出が無くても入会を認める場合がありますが、その場合、会員は当社が提供するサービスの一部を受けることができない場合があることを承認するものとします。
- (6)入金とは、会員が、当社所定の方法により、ほっとカードPLUSにほっとカードPLUS電子マネーを加算することをいいます。
- (7)ほっとカードPLUS残高とは、ほっとカードPLUSに入金され、会員が利用することのできるほっとカードPLUS電子マネーの量をいいます。
- (8)利用端末とは、カード取扱店に設置された、ほっとカードPLUS電子マネーの読み取りおよび引き去り、取引データの記録その他のほっとカードPLUS電子マネーを利用した取引を行うために必要な機能を有する機器をいいます。
- (9)入金端末とは、入金を行うための機器をいいます。
- (10)どんたくアプリとは、当社がスマートフォン等の情報端末向けに提供するアプリケーションソフトウェアであり、インターネット等を通じてお客様がスマートフォン等にダウンロード、インストールし起動することにより、モバイルカードや当社が提供する情報サービスを受けることができるソフトウェアをいい、本カードの機能を搭載することができるものをいいます。

第3条(カードの発行)

1. 当社は、カード取扱店においてほっとカードPLUSを発行、もしくはお客様がお客様の所有するスマートフォン等にダウンロード、インストールしたどんたくアプリへお客様ご自身が会員登録することにより、モバイルカードを発行するものとし、会員は本規約に規定する金額以上の金員を取扱店に対してお支払いいただくことにより、ほっとカードPLUSの交付を受けることができるものとします。
2. 会員は、ほっとカードPLUSを受け取った時に当該ほっとカードPLUSの所定欄に会員ご自身の署名を行わなければならない。原則、ほっとカードPLUSは、会員本人以外は使用できません。
3. 会員は、善良なる管理者の注意をもってほっとカードPLUSを使用し管理しなければならない。また、原則、会員は、カードを貸与・譲渡・担保提供その他の処分をなすことはできません。
4. 会員は、会員が当社に届け出た氏名・住所・電話番号等について変更があった場合には、当社所定の方法により当社に届け出ることを承諾するものとします。

第4条(不正使用等の禁止)

会員は、ほっとカードPLUSの偽造・変造・改ざんその他の不正な方法による使用をすることはできません。

第5条(入金)

1. 会員は、入金端末で当社所定の金額単位で入金することができます。
2. 会員は、一枚のほっとカードPLUSに対して、ほっとカードPLUS残高100,000円を上限として入金ができます。ただし、1回あたりの入金上限は49,000円です。

第6条(ほっとカードPLUS電子マネーサービスの利用)

1. 会員はほっとカード取扱店でほっとカードPLUS電子マネーサービスを利用して商品等の購入または提供を受けることができます。ただし、商品券その他の金券類・はがき・切手・印紙類・その他別途定める一部商品について、利用を制限する場合があります。
2. 会員がカード取扱店でほっとカードPLUS電子マネーサービスを利用して商品等の購入または提供を受ける場合、会員のほっとカードPLUSから利用額に相当するほっとカードPLUS電子マネーが差し引かれ、利用端末に当該ほっとカードPLUS電子マネーの利用の記録が完了したとき、対価の支払いがなされたものとします。
3. 会員は、カード取扱店において、商品等の購入または提供を受けるにあたり、利用端末において認識されたほっとカードPLUS残高が商品等の対価の総額に不足する場合には、会員はその不足額を当社が定める方法により、支払うものとします。
4. 会員がカード取扱店において商品等の購入または提供を受ける場合、一取引に利用できるほっとカードPLUSの枚数は、1枚です。
5. 会員は、ほっとカードPLUS電子マネーサービスを利用して商品等の購入または提供を受けた場合には、利用端末に表示され、または交付するレシート等に印字して表示されるほっとカードPLUS残高を確認し、誤りが無いことを確認するものとします。万一誤りがある場合には、その場でカード取扱店に申し出るものとします。その場で申し出がなされない場合には、会員は、当該ほっとカードPLUS残高について誤りが無いことを了承したものとします。

第7条(ほっとカードPLUS残高の確認)

ほっとカードPLUS残高は、ほっとカードPLUS電子マネーサービス利用時のレシート、またはカード裏面のQRコード、またはどんたくアプリ上にて確認することができるものとします。

第8条(ほっとカードPLUS電子マネーの有効期限等)

1. ほっとカードPLUS電子マネーの有効期限は、ほっとカードPLUS電子マネーサービスを最後にご利用された日の翌日から5年を経過した日までとします。なお、ご利用とは、入金及びほっとカードPLUS電子マネーによる商品購入をさします。
2. 前項の有効期限が経過した場合、ほっとカードPLUS残高は失効し、また、ほっとカードPLUS残高の換金または払い戻しはできません。

第9条(ほっとカードPLUSの合算)

会員は、ほっとカードPLUS電子マネーを他のほっとカードPLUSに移転することはできません。

第10条(ほっとカードPLUS発行手数料)

1. 会員は、ほっとカードPLUSの発行に伴い当社規定の発行手数料を支払うものとします。
2. 当社は、理由の如何を問わず、支払われた発行手数料はお返ししません。

第11条(ほっとカードPLUS電子マネーサービスの利用ができない場合)

会員は、次のいずれかの場合においては、その期間において、入金すること、ほっとカードPLUS電子マネーサービスを利用した商品等の購入もしくは提供を受けること、ならびにほっとカードPLUS残高の確認をすることができません。

- (1)ほっとカードPLUS電子マネーサービスシステムに故障が生じた場合およびシステム保守管理等のためにシステムの全部または一部を休止する場合。
- (2)ほっとカードPLUS利用端末・入金端末・これらに付随する機器等の破損または電磁的影響、停電その他の事由による使用不能の場合。
- (3)その他やむを得ない事由のある場合。

第12条(退会及び会員資格の喪失)

1. 会員は、ほっとカードPLUS残高がゼロの場合、当社所定の方法により退会をすることができます。会員がほっとカードPLUSの会員資格を喪失した場合、ほっとカードPLUS電子マネーサービスの利用ができなくなります。
2. 会員が次のいずれかに該当する場合、当社の判断により会員資格を取り消すことができます。この場合、当社は事前の通知催告を要せず、会員によるほっとカードPLUS電子マネーの利用をただちに中止させ、ほっとカードPLUS残高をゼロとすることができます。
 - (1)ほっとカードPLUSを偽造または変造もしくは改ざんした場合。
 - (2)ほっとカードPLUSを不正に使用・利用した場合。
 - (3)申込書等に記載した事項が事実と異なる場合(記載時においては事実と合致していたが、その後変更があった場合において、当社に対する変更の届け出が合理的な期間内になされない場合を含みます。)
 - (4)その他、会員が本規約に違反した場合。
 - (5)上記に準ずる行為があり、当社が会員として不適格と判断した場合。
3. 会員が死亡した場合には、会員資格は喪失され、一切のほっとカードPLUS電子マネーサービスを利用できなくなります。この場合、ほっとカードPLUS残高はゼロとなり、また、現金の払い戻しも行われません。

第13条(換金等不可)

第21条第2項の場合を除き、ほっとカードPLUS電子マネーの換金または現金の払い戻しはできません。

第14条(ほっとカードPLUSの破損、汚損時の再発行等)

1. 当社はほっとカードPLUSの破損・汚損等の理由により会員がほっとカードPLUSの再発行を希望し、当社がこれを認めた場合に限り、当該破損・汚損等したほっとカードPLUSと引き換えに新しいほっとカードPLUSを再発行します。この場合、会員に、第9条に定める発行手数料をお支払いいただく場合がございます。なお、再発行したほっとカードPLUSは券面が変更される場合があることを会員は承諾するものとします。
2. 前項によりほっとカードPLUSが再発行された場合、当社所定の方法で確認されたほっとカードPLUS残高が再発行されたほっとカードPLUSに引き継がれるものとします。

第15条(ほっとカードPLUS喪失時の再発行等)

1. 当社は、会員から紛失・盗難等によりほっとカードPLUSを喪失した旨の届け出があった場合、当該ほっとカードPLUSについて、使用停止の措置(以下「使用停止措置」といいます。)をとるものとします。
2. 当社は、第三者からほっとカードPLUSを拾得した旨の届け出があった場合、当該ほっとカードPLUSについて、使用停止措置をとる場合があります。
3. 第二項の場合、会員は当該使用停止措置の解除を求められません。
4. 当社は、紛失・盗難等によりほっとカードPLUSを喪失した場合、会員がほっとカードPLUSの再発行を希望し、当社がこれを認めた場合に限り、ほっとカードPLUSを再発行します。この場合、会員は第9条に定める発行手数料を支払うものとします。なお、再発行したほっとカードPLUSは券面が変更される場合があることを会員は承諾するものとします。
5. 前項によりほっとカードPLUSが再発行された場合、当社によるほっとカードPLUSの使用停止措置が完了した時点のほっとカードPLUS残高が再発行されたほっとカードPLUSに引き継がれるものとします。ただし、当社所定の方法による本人確認が完了している場合に限りです。
6. 会員がほっとカードPLUSの紛失・盗難等を申し出てから当社による使用停止措置が完了するまでに一定期間を要することを会員は了承するものとします。なお、使用停止措置が完了する前に、ほっとカードPLUS残高を第三

者により利用された場合、または、その他何らかの損害が生じた場合でも、その損害は会員が負担することとし、当社は一切の責任を負いません。

7. ほっとカードPLUSの再発行後、会員が喪失したほっとカードPLUSを発見した場合、会員は、発見したほっとカードPLUSを破棄するものとします。

第16条(会員の特典)

会員は、ほっとカードPLUS電子マネーによる商品購入に際し、当社が別途定めるポイントサービスを受けることができます。

第17条(カード取扱店との紛議)

1. 会員が、ほっとカードPLUS電子マネーサービスを利用して購入または提供を受けた商品等について、返品・瑕疵・欠陥等の取引上の問題が発生した場合については、会員とカード取扱店との間で解決するものとします。

2. 前項の場合においても、会員は、当社(カード取扱店)に対し、ほっとカードPLUS電子マネーの利用の取消等を求めることはできないものとします。

第18条(個人情報の収集・利用)

1. 会員(本条においては、ほっとカードPLUS電子マネーサービスの入会申込をしようとする方を含みます。)は、氏名・生年月日・住所・電話番号等、会員が入会申込時および入会後に当社に届け出た事項およびほっとカードPLUS電子マネーサービスの利用履歴等の情報(以下「個人情報」といいます。)を、当社が別途定める「個人情報の取り扱いに関する重要事項」に記載した利用目的および共同利用の定めに基づき、必要な保護措置を行ったうえで収集・利用することに同意します。

2. 会員は、ほっとカードPLUS電子マネーサービスの業務に必要な範囲で、当社が会員に関する個人情報を当社の委託先に提供することに同意します。

第19条(反社会的勢力の排除)

会員(本条においてはほっとカードPLUS電子マネーサービスの入会申込をしようとする方を含みます。)は、会員が、現在、暴力団等の反社会的勢力(その共生者も含みます。)に該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

第20条(規約の変更)

1. 当社は、当社所定の方法により事前に会員に対して変更内容を告知することで、本規約を変更することができるものとします。また、当該告知後、会員が入金、ほっとカードPLUS電子マネーサービスを利用した商品等の購入、ほっとカードPLUS残高の確認をした場合には、当社は、会員が当該変更内容を承諾したものとみなします。

2. 前項の告知がなされた後、会員が退会することなく1ヶ月が経過した場合には、当社は、会員が当該変更内容を承諾したものとみなします。

第21条(ほっとカードPLUS電子マネーサービスの終了)

1. 当社は、次のいずれかの場合には、会員に対し事前に当社所定の方法で周知することにより、ほっとカードPLUS電子マネーサービスを全面的に終了することができるものとします。

(1)社会情勢の変化。

(2)法令の改廃

(3)その他当社のやむを得ない都合による場合。

2. 前項の場合、会員は当社の定める方法により、ほっとカードPLUS残高に相当する現金の払い戻しを当社に求めることができるものとします。ただし、当社が前項の周知を行ってから当社の定める期間を経過した場合には、会員は、当該払戻請求権を放棄したものとみなされることを異議なく承諾するものとします。

第22条(制限責任)

第 11 条に定める理由およびその他の理由により、会員がほっとカードPLUS電子マネーサービスを利用することができないことで、当該会員に生じた不利益または損害について、当社は、その責任を負わないものとします。ただし、当該不利益または損害が当社の故意または重過失による場合を除きます。

第 23 条(通知の到達)

当社が、会員に対して通知を行うにあたり、郵便、電子メール等の方法による場合には、当社は会員から届けられた住所、電子メールアドレスに宛てて通知を発送すれば足りるものとし、当該通知の到達が遅延し、または到着しなかったとしても、通常到達するであろうときに到達したものとみなします。

第 24 条(業務委託)

当社は、本規約に基づくほっとカードPLUS電子マネーサービス運営管理業務について、業務の一部を第三者に委託することができるものとします。

第 25 条(合意管轄裁判所)

会員は、本規約に基づく取引に関して、当社との間に紛争が生じた場合には、当社の本社の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを異議なく承諾するものとします。

第 26 条(準拠法)

本規約の成立・効力・履行および解釈に関しては、日本国法が適用されるものとします。

【ご相談窓口】

ほっとカードPLUSに関するご質問またはご相談、個人情報の開示、訂正、削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせ・ご相談については下記までご連絡ください。

ナビダイヤル:0570-050-770(10:00-17:00/月曜日から金曜日 ※年末年始・祝祭日を除きます)

〒926-0042 石川県七尾市作事町80 株式会社どんたく ほっとカードPLUS事務局

利用者資金の保全方法

資金決済法 14 条 1 項の規定の主旨:

前払式支払手段の所有者の保護のための制度として、資金決済に関する法律の規定に基づき、前払式支払手段の毎年 3 月 31 日及び 9 月 30 日時点の未使用残高の半額以下の額の発行保証金を法務局等に供託等することにより資産保全することが義務付けられています。

資金決済法 31 条 1 項に規定する権利の内容:

万が一の場合、前払式支払手段の所有者は、資金決済に関する法律第 31 条の規定に基づき、あらかじめ保全された発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受けることができます。

発行保証金の供託、発行保証金保全契約または発行保証金信託契約の別:

当社の利用者資金の保全方法は次の通りです。

・発行保証金保全契約

発行保証金保全契約の締結先金融機関名:

株式会社 北陸銀行

無権限取引※により発生した損失の補償等の対応方針

※利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたこと。

《どんたくほっとカードPLUS電子マネーについて》

当社の故意または重過失により、お客様の利用するどんたくほっとカードPLUS電子マネー(以下ほっとカード)のカードNO、PINコード、ほっとカードに関する個人情報や、どんたく公式アプリ等に係るパスワード等の情報を第三者に知られ、利用者の意思に反してほっとカードが利用または処分等されたことにより、利用者に損失が発生した場合、当社は調査を行い、損失の内容、調査結果に応じて、利用の停止、残高の移行、補償、適正な残高への修正などの対応を行う場合があります。

ただし、当社に申告した内容、当社が行った調査の内容その他の事情を勘案の上、以下のいずれかに該当すると当社が判断した損失については補償を行いません。

- ・利用者(利用者の同居の家族、親族等も含む)の故意または過失に起因して発生した損失
- ・利用者が当該損失に係る事実について当社に虚偽の説明を行った場合における当該損失
- ・戦争、暴動等の社会秩序の混乱に乗じて発生した損失
- ・当社以外の第三者から損失の補償を受けた場合における当該損失

ほっとカードPLUS利用規約をあわせてご確認ください。

《保証手続きの内容》

ほっとカード電子マネーの紛失、盗難、詐取、横領、偽造カードの使用及びその他カード盗用等にあつたことを知った時は、直ちに最寄りの警察署へ届け出るとともに、当社へご連絡ください。

なお、ほっとカード電子マネー利用者は、当社に対して前項の補償を求める場合には、当該損失が発生した事実を、損失が発生した日(継続して複数回の損害が発生した場合にはその最終日)から 60 日以内に、当社に通知するものとし、当社に対して、以下の内容を申告するとともに当社による調査に協力するものとします。

利用者の提示する情報に不備、不足がある場合には、利用者に生じた損失の全部または一部について、当社はその責任を負わないことがあります。

- ・ほっとカード番号
- ・ご登録の利用者情報(名前、住所、連絡先、生年月日等)
- ・損失額
- ・損失発生日
- ・損失発生の経緯

・その他当社が通知を求めた事項

ほっとカードの利用者に生じた上記の損失については、原則として当社が問い合わせ窓口となり、本方針に従って対応を行うものとします。

(補償に関する相談窓口および連絡先)

ナビダイヤル:0570-050-770(10:00-17:00/月曜日から金曜日 ※年末年始・祝祭日を除きます)

〒926-0042 石川県七尾市作事町80 株式会社どんたく ほっとカードPLUS事務局